

利用上の注意

工業統計調査について

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法に基づく指定統計調査(指定統計第10号)として実施しています。

3 調査の期日

平成18年工業統計調査は、平成18年12月31日現在で実施しました。

4 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類F - 製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)です。

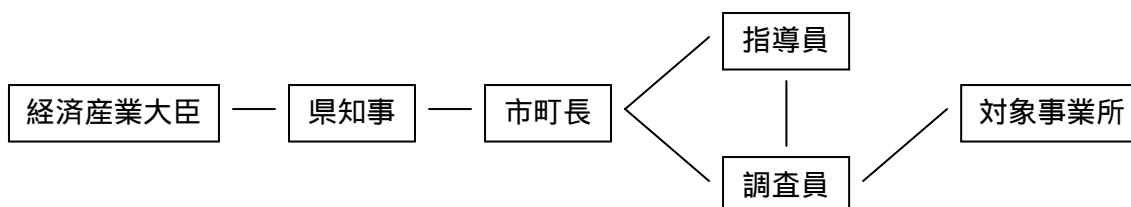
工業統計調査は、西暦の末尾が0、3、5、8の年は全数調査を実施し、それ以外の年は、従業者4人以上の事業所を調査の対象としています。平成18年(2006)は従業者4人以上の事業所を対象に実施しており、直近の全数調査は平成17年(2005)です。

5 調査の方法

従業者30人以上の事業所は「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所は「工業調査票乙」を用い、申告者の自計申告により調査しています。なお「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」は巻末に掲載しています。

6 調査の系統

調査の系統は次のとおりです。



「平成18年工業統計調査結果（確報）」について

1 集計

この調査報告書は、平成18年工業統計調査における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」について、県で集計したものです。後日、経済産業省が公表する確定数と相違することがあります。また、平成17年までの数値は確定数ですが、平成6年の数値は県による推計値です。

なお、調査期日現在において、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所、並びに休業中の事業所は集計に含まれません。

2 産業分類

工業統計調査で用いる産業分類（中分類）について、この報告書における略称、重化学工業と軽工業の区分、及び産業3類型別の区分は次の表のとおりです。

産業分類	略 称		重化学工業、 軽工業の別	産業類型
	概 要	統 計 表		
09 食料品製造業	食 料 品	食料品	軽工業	生活・その他
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲 料 ・ た ば こ	飲料・たばこ・飼料	"	"
11 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	繊 維	繊維工業	"	"
12 衣服・その他の繊維製品製造業	衣 服 ・ そ の 他	衣服・その他の繊維製品	"	"
13 木材・木製品製造業（家具を除く）	木 材 ・ 木 製 品	木材・木製品	"	基礎素材
14 家具・装備品製造業	家 具 ・ 装 備 品	家具・装備品	"	生活・その他
15 パルプ・紙・紙加工品製造業	パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品	"	基礎素材
16 印刷・同関連業	印 刷	印刷・同関連業	"	生活・その他
17 化学工業	化 学	化学工業	重化学工業	基礎素材
18 石油製品・石炭製品製造業	石 油 ・ 石 炭	石油・石炭製品	"	"
19 プラスチック製品製造業	プ ラ ス チ ッ ク	プラスチック製品	軽工業	"
20 ゴム製品製造業	ゴ ム 製 品	ゴム製品	"	"
21 なめし革・同製品・毛皮製造業	な め し 革 ・ 同 製 品	なめし革・同製品・毛皮	"	生活・その他
22 窯業・土石製品製造業	窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品	"	基礎素材
23 鉄鋼業	鉄 鋼	鉄鋼業	重化学工業	"
24 非鉄金属製造業	非 鉄 金 属	非鉄金属	"	"
25 金属製品製造業	金 属 製 品	金属製品	"	"
26 一般機械器具製造業	一 般 機 械	一般機械器具	"	加工組立
27 電気機械器具製造業	電 気 機 械	電気機械器具	"	"
28 情報通信機械器具製造業	情 報 通 信 機 械	情報通信機械器具	"	"
29 電子部品・デバイス製造業	電 子 ・ デ バ イ ス	電子部品・デバイス	"	"
30 輸送用機械器具製造業	輸 送 用 機 械	輸送用機械器具	"	"
31 精密機械器具製造業	精 密 機 械	精密機械器具	"	"
32 その他の製造業	そ の 他 製 品	その他	軽工業	生活・その他

産業類型欄の記載は次のとおりです。

「基礎素材」...基礎素材型産業

「加工組立」...加工組立型産業

「生活・その他」...生活関連・その他型産業

$$(3) \text{ 付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

$$(4) \text{ 原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

$$(5) \text{ 現金給与率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

$$(6) \text{ 労働分配率 (1人あたり)} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100$$

$$(7) \text{ 在庫率} = \frac{\text{年末在庫額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

(8) 有形固定資産

$$\text{年末現在高} = \text{年初現在高} + \text{取得額} - \text{除却額} - \text{減価償却額}$$

$$\text{建設仮勘定の年間増減} = \text{増加額} - \text{減少額}$$

$$\text{投資総額} = \text{取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減}$$

$$(9) \text{ 寄与度} = \frac{\text{今期の額} - \text{前期の額}}{\text{前期の総計}} \times 100$$

(10) 特化係数

$$\text{兵庫県の特化係数} = \frac{\text{兵庫県の産業中分類別構成比}}{\text{全国の産業中分類別構成比}}$$

$$\text{県内各地域の特化係数} = \frac{\text{各地域の産業中分類別構成比}}{\text{兵庫県の産業中分類別構成比}}$$

1 「消費税を除く内国消費税額」は、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計です。

2 「推計消費税額」は、平成13年調査から消費税額の調査を廃止したため推計したもので、推計消費税額の算出にあたっては、直接輸出分を除いています。

5 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

(1) 一般的な方法

ア 製造品が単品だけの事業所は、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定します。

イ 製造品が複数にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）が同じ品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁の番号を決定します。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、上記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付を行っています。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に作業工程、機械設備等により産業を決定する場合があります。

6 記号及び注記

(1) この報告書における符号の用法は次のとおりです。

「 - 」は該当数値なし、「 0 」及び「 0.0 」は単位未満、「 」は数値がマイナスであることを表しています。

「 X 」はその数値の該当事業所数が 1 又は 2 の事業所であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあることから、秘匿した箇所です。また、事業所数が 3 以上の事業所に関する数値でも、前後の関係から秘匿した数値が判明する場合は秘匿しています。

(2) 統計表は、単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

7 地域集計

市町ごとの集計は、調査時点の市町区分で行っています。また、この報告書における地域集計区分は、下表及び次ページのとおりです。

市町合併に伴い、平成 17 年の安富町の数値については姫路市へ加算しました。地域集計区分は中播磨地域となります。

兵庫県地域集計区分表

1 神戸地域	6 中播磨地域
2 阪神南地域	7 西播磨地域
3 阪神北地域	8 但馬地域
4 東播磨地域	9 丹波地域
5 北播磨地域	10 淡路地域

各地域に属する市町については、次ページの「兵庫県の地域区分図」をご覧ください。

~ 兵庫県の地域区分図 ~

